

別紙

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後			改 正 前				
引用の法令番号一覧表			引用の法令番号一覧表				
索引	法令名	法令番号	索引	法令名	法令番号		
か	(省略)	(省略)	か	(同左)	(同左)		
	外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律	昭和 61 年法律第 66 号		外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法	昭和 61 年法律第 66 号		
	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)		
	家事事件手続法	平成 23 年法律第 52 号		家事審判法	昭和 22 年法律第 152 号		
	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)		
	し	(省略)		(省略)	し	(同左)	(同左)
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律		平成 14 年法律第 151 号	(新設)	(新設)			
(省略)		(省略)	(同左)	(同左)			
ひ		非訟事件手続法	平成 23 年法律第 51 号	ひ		非訟事件手続法	明治 31 年法律第 14 号
主要省略用語一覧表			主要省略用語一覧表				
索引	省略用語	条項	省略された用語	索引	省略用語	条項	省略された用語
こ	(省略)	(省略)	(省略)	こ	(同左)	(同左)	(同左)
	合名会社等	第 33 条関係 3	合名会社若しくは合資会社又は税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、 <u>弁護士・外国法事務弁護士共同法人</u> 、監査法人、弁理士法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人若しくは土地家屋調査士法人		合名会社等	第 33 条関係 3	合名会社若しくは合資会社又は税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、監査法人、弁理士法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人若しくは土地家屋調査士法人

別紙

新 旧 対 照 表

改 正 後				改 正 前			
て	(省略)	(省略)	(省略)	て	(同左)	(同左)	(同左)
	(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	(同左)
	<u>電子情報処理組織</u>	<u>第 79 条関係 11</u>	<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織</u>		(新設)	(新設)	(新設)
	(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	(同左)
に	(省略)	(省略)	(省略)	に	(同左)	(同左)	(同左)
	<u>入札書</u>	<u>第 79 条関係 11</u>	<u>入札書（電子情報処理組織を使用する方法により入札がされる場合は、入札書に相当する当該入札の情報）</u>		(新設)	(新設)	(新設)
	<u>入札書の提出</u>	<u>第 94 条関係 2</u>	<u>入札書の提出（電子情報処理組織を使用する方法により入札がされる場合は、入札書の送信）</u>		(新設)	(新設)	(新設)
	(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	(同左)
第 2 条関係 定義				第 2 条関係 定義			
(担保権の実行としての競売)				(担保権の実行としての競売)			
26 法第 2 条第 12 号の「担保権の実行としての競売」とは、執行法、執行規則又は農業用動産抵当権実行令の規定により、裁判所又は執行官によって行われる質権、抵当権又は先取特権の行使に基づく競売をいう。				26 法第 2 条第 12 号の「担保権の実行としての競売」とは、執行法、執行規則又は農業用動産抵当権実行令の規定により、裁判所又は執行官によって行われる質権、抵当権又は先取特権の行使に基づく競売をいう。			
(注) 1 (省略)				(注) 1 (同左)			
2 留置権による競売及び民法、商法その他の法律の規定による換価のための競売（以下 26 において「形式的競売」という。執行法第 195 条参照）は、法第 2 条第 12 号の「担保権の実行としての競売」には含まれない。				2 留置権による競売及び民法、商法その他の法律の規定による換価のための競売（以下 26 において「形式的競売」という。執行法第 195 条参照）は、法第 2 条第 12 号の「担保権の実行としての競売」には含まれない。			
なお、形式的競売には、例えば、共有物分割のための競売（民法第 258 条第 3				なお、形式的競売には、例えば、共有物分割のための競売（民法第 258 条第 2			

別紙

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<u>項</u>）、遺産の換価のための競売（<u>家事事件手続法第 194 条</u>）、商人間の売買の目的物を換金して保管するための競売（商法第 524 条）等がある。 第 8 条関係 国税優先の原則 （他の法律における優先徴収の例外） 6 法以外の法律の規定により、国税が地方税、公課その他の債権と同順位又は後順位になる場合として、次のものがある。 (1)・(2) （省略） (3) 国税を徴収すべき外国貨物について、関税を徴収するための換価又は交付要求がされた場合には、<u>関税法第 9 条の 10 第 1 項及び第 2 項後段</u>《徴収の順位》の規定により、当該外国貨物に係る関税が国税に優先する。 第 20 条関係 法定納期限等以前にある不動産賃貸の先取特権等の優先 （削除）	<u>項</u>）、遺産の換価のための競売（<u>家事審判法第 15 条の 4</u>）、商人間の売買の目的物を換金して保管するための競売（商法第 524 条）等がある。 第 8 条関係 国税優先の原則 （他の法律における優先徴収の例外） 6 法以外の法律の規定により、国税が地方税、公課その他の債権と同順位又は後順位になる場合として、次のものがある。 (1)・(2) （同左） (3) 国税を徴収すべき外国貨物について、関税を徴収するための換価又は交付要求がされた場合には、<u>関税法第 9 条の 5 第 1 項及び第 2 項後段</u>《徴収の順位》の規定により、当該外国貨物に係る関税が国税に優先する。 第 20 条関係 法定納期限等以前にある不動産賃貸の先取特権等の優先 <u>（罹災都市借地借家臨時処理法第 8 条の先取特権）</u> <u>14 法第 20 条第 1 項第 3 号の「罹災都市借地借家臨時処理法第 8 条（賃貸人等の先取特権）に規定する先取特権」とは、賃借権の設定（同法第 2 条）又は借地権の譲渡（同法第 3 条）があった場合において、賃貸人又は借地権の譲渡人が、借賃の全額又は借地権の譲渡の対価について、借地権者がその土地に所有する建物の上に有する先取特権をいい（同法第 8 条第 1 項）、その効力の保存及び優先順位等については、次のとおりである。</u> <u>(1) 罹災都市借地借家臨時処理法第 8 条の先取特権は、借賃についてはその額及び存続期間、借賃の支払時期の定めがあるときはその旨、弁済期の到来した借賃があるときはその旨、また譲渡の対価についてはその対価の弁済されない旨を登記することによって効力を保存するものであるから（同法第 8 条第 2 項）、これらの登記をしていない場合には、先取特権としての優先権を行使できない。</u> <u>(2) 罹災都市借地借家臨時処理法第 8 条の先取特権は、共益費用、不動産保存及び</u>

別紙

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
第22条関係 担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収 (被担保債権の弁済等と法第22条の適用) 7 (省略) 第 32 条関係 第二次納税義務の通則 (換価の制限) 14 法第 32 条第 4 項に規定する第二次納税義務者の財産の換価の制限については、次のことに留意する。 (1) 法第 32 条第 4 項の「換価に付した」とは、公売の日時（随意契約により売却する場合には、その売却をする日）に公売を実施したことをいう。この場合においては、<u>入札及び買受申込みの有無を問わないことに留意する。</u> (2)・(3) (省略) 第33条関係 合名会社等の社員の第二次納税義務 納税義務を負う者 (合名会社等) 2 法第33条の「合名会社」、「税理士法人」、「弁護士法人」、「外国法事務弁護士法人」、「<u>弁護士・外国法事務弁護士共同法人</u>」、「弁理士法人」、「司法書士法人」、「行政書士法人」、「社会保険労務士法人」及び「土地家屋調査士法人」とは、社員の全部が無限責任社員からなる会社又は税理士法等の規定により設立された法人をいい（会社法第576条第2項、第580条第1項、税理士法第48条の21第1項、弁護士法第30条の15第1項、<u>外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法</u>	<u>不動産工事の先取特権並びに(1)による登記前に登記されている質権及び抵当権には劣後するが、他の権利に対しては優先の効力を有する（同法第8条第3項）。</u> 第22条関係 担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収 (被担保債権の弁済等と法第22条不適用) 7 (同左) 第 32 条関係 第二次納税義務の通則 (換価の制限) 14 法第 32 条第 4 項に規定する第二次納税義務者の財産の換価の制限については、次のことに留意する。 (1) 法第 32 条第 4 項の「換価に付した」とは、公売の日時（随意契約により売却する場合には、その売却をする日）に公売を実施したことをいう。この場合においては、<u>入札書の提出及び買受申込みの有無を問わないことに留意する。</u> (2)・(3) (同左) 第33条関係 合名会社等の社員の第二次納税義務 納税義務を負う者 (合名会社等) 2 法第33条の「合名会社」、「税理士法人」、「弁護士法人」、「外国法事務弁護士法人」、「弁理士法人」、「司法書士法人」、「行政書士法人」、「社会保険労務士法人」及び「土地家屋調査士法人」とは、社員の全部が無限責任社員からなる会社又は税理士法等の規定により設立された法人をいい（会社法第576条第2項、第580条第1項、税理士法第48条の21第1項、弁護士法第30条の15第1項、<u>外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第50条の13第2項、弁理士法第47</u>

別紙

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<u>法律第67条第2項、第80条第1項</u>、弁理士法第47条の4第1項、司法書士法第38条第1項、行政書士法第13条の21第1項、社会保険労務士法第25条の15の3第1項、土地家屋調査士法第35条の3第1項参照）、「合資会社」とは、社員が有限責任社員と無限責任社員とからなる会社をいい（会社法第576条第3項、第580条参照）、「監査法人」とは、公認会計士法の規定により設立された法人であって、その社員の全部が有限責任社員からなる法人（有限責任監査法人）及びその社員の全部が無限責任社員からなる法人（無限責任監査法人）をいう（公認会計士法第1条の3第4項、第5項、第34条の7第4項、第5項、第34条の10の6第1項、第7項参照）。 （社員又は無限責任社員） 3 法第33条の「社員」又は「無限責任社員」（以下単に「無限責任社員」という。）とは、合名会社若しくは合資会社又は税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、<u>弁護士・外国法事務弁護士共同法人</u>、監査法人、弁理士法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人若しくは土地家屋調査士法人（以下「合名会社等」という。）の債務につき、一定の条件の下に、合名会社等の債権者に対し、直接に連帯無限の責任を負担する社員をいう（会社法第580条第1項、税理士法第48条の21第1項、弁護士法第30条の15第1項から第3項まで、<u>外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第67条第2項、第80条第1項</u>、公認会計士法第34条の10の6第1項から第3項まで、弁理士法第47条の4第1項から第3項まで、司法書士法第38条第1項から第3項まで、行政書士法第13条の21第1項、社会保険労務士法第25条の15の3第1項から第3項まで、土地家屋調査士法第35条の3第1項から第3項まで）。 （注） （省略） （新入社員等の責任） 4 合名会社等が成立した後に無限責任社員となった者（例えば、新たに無限責任社員として加入した者、合資会社又は監査法人の有限責任社員から無限責任社員となった者、無限責任社員の持分を譲り受けた者、定款の定めるところに従い被相続人	条の4第1項、司法書士法第38条第1項、行政書士法第13条の21第1項、社会保険労務士法第25条の15の3第1項、土地家屋調査士法第35条の3第1項参照）、「合資会社」とは、社員が有限責任社員と無限責任社員とからなる会社をいい（会社法第576条第3項、第580条参照）、「監査法人」とは、公認会計士法の規定により設立された法人であって、その社員の全部が有限責任社員からなる法人（有限責任監査法人）及びその社員の全部が無限責任社員からなる法人（無限責任監査法人）をいう（公認会計士法第1条の3第4項、第5項、第34条の7第4項、第5項、第34条の10の6第1項、第7項参照）。 （社員又は無限責任社員） 3 法第33条の「社員」又は「無限責任社員」（以下単に「無限責任社員」という。）とは、合名会社若しくは合資会社又は税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、監査法人、弁理士法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人若しくは土地家屋調査士法人（以下「合名会社等」という。）の債務につき、一定の条件の下に、合名会社等の債権者に対し、直接に連帯無限の責任を負担する社員をいう（会社法第580条第1項、税理士法第48条の21第1項、弁護士法第30条の15第1項から第3項まで、<u>外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第50条の13第2項</u>、公認会計士法第34条の10の6第1項から第3項まで、弁理士法第47条の4第1項から第3項まで、司法書士法第38条第1項から第3項まで、行政書士法第13条の21第1項、社会保険労務士法第25条の15の3第1項から第3項まで、土地家屋調査士法第35条の3第1項から第3項まで）。 （注） （同左） （新入社員等の責任） 4 合名会社等が成立した後に無限責任社員となった者（例えば、新たに無限責任社員として加入した者、合資会社又は監査法人の有限責任社員から無限責任社員となった者、無限責任社員の持分を譲り受けた者、定款の定めるところに従い被相続人

別紙

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
に代わって無限責任社員となった相続人等をいう。)は、無限責任社員となる前に納税義務が成立した合名会社等の国税についても責任を負う(会社法第605条、第583条第1項、第604条、第585条第1項、第608条第1項、税理士法第48条の21第1項、弁護士法第30条の30第1項、<u>外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第67条第2項、第80条第1項</u>、公認会計士法第34条の22第1項、第34条の23第3項、弁理士法第55条第1項、司法書士法第46条第2項、行政書士法第13条の21第1項、社会保険労務士法第25条の25第1項、土地家屋調査士法第41条第2項)。 (退社した社員等の責任) 5 退社又は持分の全部を譲渡した無限責任社員及び合資会社又は監査法人の無限責任社員から有限責任社員となった者は、本店の所在地において退社の登記又は責任変更の登記をする前に納税義務が成立した合名会社等の国税について責任を負うが、この責任は、その登記後2年以内に納付通知書による告知又はその予告をしなかった場合には、登記後2年(除斥期間)を経過した時に消滅する(会社法第612条、第586条、第583条第3項、第4項、税理士法第48条の21第1項、弁護士法第30条の15第7項、第30条の30第1項、<u>外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第67条第2項、第80条第1項</u>、公認会計士法第34条の10の6第11項、第34条の22第1項、第34条の23第3項、弁理士法第47条の4第7項、第55条第1項、司法書士法第38条第6項、第46条第2項、行政書士法第13条の21第1項、社会保険労務士法第25条の15の3第6項、第25条の25第1項、土地家屋調査士法第35条の3第6項、第41条第2項)。 上記の予告については、合名会社等の国税の納税義務が成立した後は、その確定前においても、これを行うことができる。また、この予告は、書面により、将来納付通知書による告知をすることがある旨を記載して行うものとする。 (注) (省略) (解散後の責任) 6 合名会社等が解散した場合において、本店所在地において解散の登記をした後5	に代わって無限責任社員となった相続人等をいう。)は、無限責任社員となる前に納税義務が成立した合名会社等の国税についても責任を負う(会社法第605条、第583条第1項、第604条、第585条第1項、第608条第1項、税理士法第48条の21第1項、弁護士法第30条の30第1項、<u>外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第50条の13第2項</u>、公認会計士法第34条の22第1項、第34条の23第3項、弁理士法第55条第1項、司法書士法第46条第2項、行政書士法第13条の21第1項、社会保険労務士法第25条の25第1項、土地家屋調査士法第41条第2項)。 (退社した社員等の責任) 5 退社又は持分の全部を譲渡した無限責任社員及び合資会社又は監査法人の無限責任社員から有限責任社員となった者は、本店の所在地において退社の登記又は責任変更の登記をする前に納税義務が成立した合名会社等の国税について責任を負うが、この責任は、その登記後2年以内に納付通知書による告知又はその予告をしなかった場合には、登記後2年(除斥期間)を経過した時に消滅する(会社法第612条、第586条、第583条第3項、第4項、税理士法第48条の21第1項、弁護士法第30条の15第7項、第30条の30第1項、<u>外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第50条の13第2項</u>、公認会計士法第34条の10の6第11項、第34条の22第1項、第34条の23第3項、弁理士法第47条の4第7項、第55条第1項、司法書士法第38条第6項、第46条第2項、行政書士法第13条の21第1項、社会保険労務士法第25条の15の3第6項、第25条の25第1項、土地家屋調査士法第35条の3第6項、第41条第2項)。 上記の予告については、合名会社等の国税の納税義務が成立した後は、その確定前においても、これを行うことができる。また、この予告は、書面により、将来納付通知書による告知をすることがある旨を記載して行うものとする。 (注) (同左) (解散後の責任) 6 合名会社等が解散した場合において、本店所在地において解散の登記をした後5

別紙

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
年以内に納付通知書による告知又はその予告をしなかったときは、無限責任社員の責任は、その登記後 5 年（除斥期間）を経過した時に消滅する（会社法第 673 条第 1 項、税理士法第 48 条の 21 第 2 項、弁護士法第 30 条の 30 第 2 項、<u>外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律</u>第 67 条第 2 項、第 80 条第 1 項、公認会計士法第 34 条の 22 第 2 項、弁理士法第 55 条第 2 項、司法書士法第 46 条第 3 項、行政書士法第 13 条の 21 第 2 項、社会保険労務士法第 25 条の 25 第 2 項、土地家屋調査士法第 41 条第 3 項）。 第 47 条関係 差押えの要件 （差押財産の消滅） 54 加入電話加入契約の解除により電話加入権が消滅する場合、民法第 952 条第 2 項《<u>相続財産の清算人の選任</u>》に規定する期間内に相続人である権利を主張する者がいないことにより特許権が消滅する場合（特許法第 76 条）等においては、その財産に係る差押えの効力は消滅することがある（実用新案法第 26 条、意匠法第 36 条、商標法第 35 条等）。 第 50 条関係 第三者の権利の目的となっている財産の差押換え （換価に付した） 14 法第 50 条第 3 項の「換価に付した」とは、公売の日時（随意契約により売却する場合には、その売却をする日）に公売を実施したことをいう。この場合においては、<u>入札</u>及び買受申込みの有無を問わないことに留意する。 第 56 条関係 差押えの手続及び効力発生時期等 （<u>倉荷証券等の発行されている物品</u>） 12 <u>倉荷証券、船荷証券又は複合運送証券</u>が発行されている物品については、動産として差し押さえることはできず、これらの証券を有価証券として差し押さえるもの	年以内に納付通知書による告知又はその予告をしなかったときは、無限責任社員の責任は、その登記後 5 年（除斥期間）を経過した時に消滅する（会社法第 673 条第 1 項、税理士法第 48 条の 21 第 2 項、弁護士法第 30 条の 30 第 2 項、<u>外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法</u>第 50 条の 13 第 2 項、公認会計士法第 34 条の 22 第 2 項、弁理士法第 55 条第 2 項、司法書士法第 46 条第 3 項、行政書士法第 13 条の 21 第 2 項、社会保険労務士法第 25 条の 25 第 2 項、土地家屋調査士法第 41 条第 3 項）。 第 47 条関係 差押えの要件 （差押財産の消滅） 54 加入電話加入契約の解除により電話加入権が消滅する場合、民法第 958 条《<u>相続人搜索の公告</u>》に規定する期間内に相続人である権利を主張する者がいないことにより特許権が消滅する場合（特許法第 76 条）等においては、その財産に係る差押えの効力は消滅することがある（実用新案法第 26 条、意匠法第 36 条、商標法第 35 条等）。 第 50 条関係 第三者の権利の目的となっている財産の差押換え （換価に付した） 14 法第 50 条第 3 項の「換価に付した」とは、公売の日時（随意契約により売却する場合には、その売却をする日）に公売を実施したことをいう。この場合においては、<u>入札書の提出</u>及び買受申込みの有無を問わないことに留意する。 第 56 条関係 差押えの手続及び効力発生時期等 （<u>貨物引換証等の発行されている物品</u>） 12 <u>貨物引換証、倉庫証券又は船荷証券</u>が発行されている物品については、動産として差し押さえることはできず、これらの証券を有価証券として差し押さえるものと

別紙

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
とする（商法第605条、第761条、769条参照）。 第62条関係 差押えの手続及び効力発生時期 公示催告中の手形等に係る債権 21 公示催告中の手形又は小切手に係る債権（非訟事件手続法第114条から第118条まで参照）については、その手形金等の支払請求権を差し押さえることができる（昭和51. 4. 8 最高判参照）。 （注） この手形金等の支払請求権は、将来の除権決定の取得を停止条件として権利行使ができる一種の条件付債権である。 第 67 条関係 差し押さえた債権の取立て （弁済受託に関する証書） 15 徴収職員は、弁済の委託を受けたときは、弁済受託に関する証書を弁済の委託をした者に交付しなければならない（法第67条第4項、通則法第55条第2項）。 なお、当該証書は、通則規則第16条《納付書の書式等》に規定する別紙第6号書式の納付受託証書を補正の上使用する（規則第3条第2項参照）。 第 72 条関係 特許権等の差押えの手続及び効力発生時期 著作権 （意義） 8 1の(7)に掲げる「著作権」とは、著作者がその著作物（思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。）についての複製権、上演権、演奏権、公衆送信権、口述権、展示権、上映権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権、翻案権及び第二次的著作物の利用に関する原著作者の権利を専有する独占的排他的な権利をいい（著作権法第2条、第17条第1項、	する（商法第573条、第604条、第776条参照）。 第62条関係 差押えの手続及び効力発生時期 公示催告中の手形等に係る債権 21 公示催告中の手形又は小切手に係る債権（非訟事件手続法第156条から第160条まで参照）については、その手形金等の支払請求権を差し押さえることができる（昭和51. 4. 8 最高判参照）。 （注） この手形金等の支払請求権は、将来の除権決定の取得を停止条件として権利行使ができる一種の条件付債権である。 第67条関係 差し押さえた債権の取立て （弁済受託に関する証書） 15 徴収職員は、弁済の委託を受けたときは、弁済受託に関する証書を弁済の委託をした者に交付しなければならない（法第67条第4項、通則法第55条第2項）。 なお、当該証書は、通則規則第6条《書式》に規定する別紙第6号書式の納付受託証書を補正の上使用する（規則第3条第2項参照）。 第 72 条関係 特許権等の差押えの手続及び効力発生時期 著作権 （意義） 8 1の(7)に掲げる「著作権」とは、著作者がその著作物（思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。）についての複製権、上演権、演奏権、公衆送信権、口述権、展示権、上映権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権、翻案権及び第二次的著作物の利用に関する原著作者の権利を専有する独占的排他的な権利をいい（著作権法第2条、第17条第1項、

別紙

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
第 21 条から第 28 条まで参照)、著作者の著作により当然に発生し、登録を要しない。著作権の移転<u>若しくは信託による変更</u>又は処分の制限及び著作権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅(混同又は著作権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。)又は処分の制限は、文化庁長官が管掌する著作権登録原簿に登録しなければ、第三者に対抗することができない(同法第 77 条、第 78 条第 1 項)。 (注) 著作権の存続期間は、おおむね次のとおりである。 1 著作権は、著作者が著作物を創作した時に始まり、2 から 4 までに掲げる場合を除き、著作者の死後(共同著作物にあっては、最終に死亡した著作者の死後。2 において同じ。) <u>70 年</u>を経過するまでの間、存続する(著作権法第 51 条)。 2 無名又は変名の著作物の著作権は、原則として、その著作物の公表後 <u>70 年</u>(著作者の死後 <u>70 年</u>を経過していると認められるときは、死後 <u>70 年</u>)を経過するまでの間、存続する(著作権法第 52 条)。 3 法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、原則として、その著作物の公表後 <u>70 年</u>(創作後 <u>70 年</u>以内に公表されなかったときは、創作後 <u>70 年</u>)を経過するまでの間、存続する(著作権法第 53 条)。 4・5 (省略) 6 1 から 4 までにおいて、著作者の死後 <u>70 年</u>又は著作物の公表後 70 年若しくは創作後 70 年の期間の終期を計算するときは、著作者が死亡した日又は著作物が公表され若しくは創作された日のそれぞれ属する年の翌年から起算される(著作権法第 57 条)。 著作隣接権 10 1 の(8)に掲げる「著作隣接権」とは、実演家、レコード製作者、放送事業者及び有線放送事業者に与えられた著作権に準ずる権利をいう(著作権法第 89 条から第 100 条の 5 まで)。実演家人格権(氏名表示権(同法第 90 条の 2 第 1 項)及び同一性保持権(同法第 90 条の 3 第 1 項)をいう。)以外の著作隣接権の移転<u>若しくは信託による変更</u>又は	第 21 条から第 28 条まで参照)、著作者の著作により当然に発生し、登録を要しない。著作権の移転又は処分の制限及び著作権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅(混同又は著作権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。)又は処分の制限は、文化庁長官が管掌する著作権登録原簿に登録しなければ、第三者に対抗することができない(同法第 77 条、第 78 条第 1 項)。 (注) 著作権の存続期間は、おおむね次のとおりである。 1 著作権は、著作者が著作物を創作した時に始まり、2 から 4 までに掲げる場合を除き、著作者の死後(共同著作物にあっては、最終に死亡した著作者の死後。2 において同じ。) <u>50 年</u>を経過するまでの間、存続する(著作権法第 51 条)。 2 無名又は変名の著作物の著作権は、原則として、その著作物の公表後 <u>50 年</u>(著作者の死後 <u>50 年</u>を経過していると認められるときは、死後 <u>50 年</u>)を経過するまでの間、存続する(著作権法第 52 条)。 3 法人その他の団体が著作の名義を有する著作物の著作権は、原則として、その著作物の公表後 <u>50 年</u>(創作後 <u>50 年</u>以内に公表されなかったときは、創作後 <u>50 年</u>)を経過するまでの間、存続する(著作権法第 53 条)。 4・5 (同左) 6 1 から 4 までにおいて、著作者の死後 <u>50 年</u>、著作物の公表後 50 年若しくは<u>創作後 50 年</u>又は著作物の公表後 70 年若しくは創作後 70 年の期間の終期を計算するときは、著作者が死亡した日又は著作物が公表され若しくは創作された日のそれぞれ属する年の翌年から起算される(著作権法第 57 条)。 著作隣接権 10 1 の(8)に掲げる「著作隣接権」とは、実演家、レコード製作者、放送事業者及び有線放送事業者に与えられた著作権に準ずる権利をいう(著作権法第 89 条から第 100 条の 5 まで)。実演家人格権(氏名表示権(同法第 90 条の 2 第 1 項)及び同一性保持権(同法第 90 条の 3 第 1 項)をいう。)以外の著作隣接権の移転又は処分の制限及び著作隣接

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
処分の制限及び著作隣接権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅（混同又は著作隣接権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。）又は処分の制限は、文化庁長官が管掌する著作隣接権登録原簿に登録しなければ、第三者に対抗することができない（同法第 104 条、第 77 条、第 78 条第 1 項、第 101 条の 2）。 （注） 著作隣接権は、実演についてはその実演が行われた日の属する年の翌年から起算して 70 年、放送及び有線放送についてはその放送又は有線放送が行われた日の属する年の翌年から起算して 50 年、レコードについてはその発行が行われた日の属する年の翌年から起算して 70 年（その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して 70 年を経過する時までの間に発行されなかったときは、その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して 70 年）を経過するまでの間、存続する（著作権法第 101 条）。 第 75 条関係 一般の差押禁止財産 第 6 号の財産 （実印） 14 法第 75 条第 1 項第 6 号の「実印」とは、個人にあつては市町村条例等により市区町村役場に、会社の代表者にあつては登記所に、それぞれ届け出た印鑑で、市区町村役場又は登記所から印鑑証明書の交付を受けられるものをいう（商業登記法第 12 条参照）。 第 79 条関係 差押えの解除の要件 （公売に付しても入札等がなかった場合） 11 法第 79 条第 2 項第 3 号の「入札又は競り売りに係る買受けの申込みがなかった場合」とは、適法な入札又は競り売りに係る買受けの申込み（以下「入札等」という。）がなかった場合のほか、次に掲げる不適法な入札等のみがあった場合も含まれる。 (1)・(2) （省略）	権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅（混同又は著作隣接権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。）又は処分の制限は、文化庁長官が管掌する著作隣接権登録原簿に登録しなければ、第三者に対抗することができない（同法第 104 条、第 77 条、第 78 条第 1 項、第 101 条の 2）。 （注） 著作隣接権は、実演、放送及び有線放送についてはその行われた日の属する年の翌年から起算して 50 年、レコードについてはその発行が行われた日の属する年の翌年から起算して 50 年（その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して 50 年を経過する時までの間に発行されなかったときは、その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して 50 年）を経過するまでの間、存続する（著作権法第 101 条）。 第 75 条関係 一般の差押禁止財産 第 6 号の財産 （実印） 14 法第 75 条第 1 項第 6 号の「実印」とは、個人にあつては市町村条例等により市区町村役場に、会社の代表者にあつては登記所に、それぞれ届け出た印鑑で、市区町村役場又は登記所から印鑑証明書の交付を受けられるものをいう（商業登記法第 12 条、第 20 条参照）。 第 79 条関係 差押えの解除の要件 （公売に付しても入札等がなかった場合） 11 法第 79 条第 2 項第 3 号の「入札又は競り売りに係る買受けの申込みがなかった場合」とは、適法な入札又は競り売りに係る買受けの申込み（以下「入札等」という。）がなかった場合のほか、次に掲げる不適法な入札等のみがあった場合も含まれる。 (1)・(2) （同左）

別紙

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
(3) 入札書（<u>電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により入札がされる場合は、入札書に相当する当該入札の情報をいう。以下同じ。）に法第101条第1項に規定する必要な事項の記載（電子情報処理組織を使用する方法により入札がされる場合は、当該事項に係る入力）のない入札</u> (4)～(7) （省略） 第 94 条関係 公売 公売の方法 (入札) 2 法第 94 条第 2 項の「入札」とは、差押財産等を換価しようとする場合において、入札をしようとする者（以下「入札者」という。）が他の入札者の入札価額を知り得ない状況の下、その財産の入札者に、各自入札価額<u>その他必要な事項の記載（電子情報処理組織を使用する方法により入札がされる場合は、当該事項に係る入力）をした入札書の提出（電子情報処理組織を使用する方法により入札がされる場合は、入札書の送信。以下同じ。）をさせ、見積価額以上でかつ最高の価額による入札者を最高価申込者とし、その者に対して売却決定を行い、その者を買受人として定める方法をいう。</u> 第 95 条関係 公売公告 (公売の場所) 10 法第 95 条第 1 項第 3 号の「公売の場所」とは、期日入札又は期間入札については、入札書の提出をする場所（<u>電子情報処理組織を使用する方法により入札がされる場合は、インターネット上のサイト</u>）を、期日競り売り又は期間競り売りについては、競り売りを行う場所（インターネットを利用する方法に<u>より買受申込みを行わせる場合は、インターネット上のサイト</u>）をいう。	(3) 入札書に法第 101 条第 1 項に規定する必要な事項の記載のない入札 (4)～(7) （同左） 第 94 条関係 公売 公売の方法 (入札) 2 法第 94 条第 2 項の「入札」とは、差押財産等を換価しようとする場合において、入札をしようとする者（以下「入札者」という。）が他の入札者の入札価額を知り得ない状況の下、その財産の入札者に、各自入札価額<u>その他必要な事項を記載した入札書を提出させ、見積価額以上でかつ最高の価額による入札者を最高価申込者とし、その者に対して売却決定を行い、その者を買受人として定める方法をいう。</u> 第 95 条関係 公売公告 (公売の場所) 10 法第 95 条第 1 項第 3 号の「公売の場所」とは、期日入札又は期間入札については、入札書を提出する場所を、期日競り売り又は期間競り売りについては、競り売りを行う場所（インターネットを利用する方法に<u>よる場合には、インターネット上のサイト</u>）をいう。

別紙

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
(重要と認められる事項) 17 法第 95 条第 1 項第 9 号の「公売に関し重要と認められる事項」とは、次に掲げる事項をいう。 (1)・(2) (省略) (3) 買受人が公売財産の所有権を取得する時期が、法第 116 条《買受代金の納付の効果》に規定するものと異なる場合は、その事項（農地法第 3 条第 6 項、第 5 条第 3 項、鉱業法第 60 条、特許法第 98 条第 1 項、実用新案法第 26 条、意匠法第 36 条等） (4)～(9) (省略) (10) 入札の方法により公売する場合は、入札に先立って公売保証金の提供について期限を定めて行うこととするときにおける提供の期限、入札書の提出の方法並びに開札の日時及び場所 (11)・(12) (省略) (13) 複数落札入札制（法第 105 条参照）により公売する場合であって、同一人が 2 以上の入札書の提出をすることができる方法（複数入札）により入札を行わせる場合は、次の事項 イ 同一人が 2 以上の入札書の提出をしても差し支えない旨 ロ (省略) (14)～(17) (省略) 第 99 条関係 見積価額の公告等 見積価額を公告しない場合 (公売をする場所) 8 法第 99 条第 2 項の「公売をする場所」とは、入札書の提出をする場所（第 95 条関係 10 参照）であって、入札者が、見積価額を記載した書面の入っている封筒の状況を見ることができる場所をいう。 第 101 条関係 入札及び開札	(重要と認められる事項) 17 法第 95 条第 1 項第 9 号の「公売に関し重要と認められる事項」とは、次に掲げる事項をいう。 (1)・(2) (同左) (3) 買受人が公売財産の所有権を取得する時期が、法第 116 条《買受代金の納付の効果》に規定するものと異なる場合は、その事項（農地法第 3 条第 7 項、第 5 条第 3 項、鉱業法第 60 条、特許法第 98 条第 1 項、実用新案法第 26 条、意匠法第 36 条等） (4)～(9) (同左) (10) 入札の方法により公売する場合は、入札に先立って公売保証金の提供について期限を定めて行うこととするときにおける提供の期限、入札書の提出方法並びに開札の日時及び場所 (11)・(12) (同左) (13) 複数落札入札制（法第 105 条参照）により公売する場合であって、同一人が 2 枚以上の入札書を提出することができる方法（複数入札）により入札を行わせる場合は、次の事項 イ 同一人が 2 枚以上の入札書を提出しても差し支えない旨 ロ (同左) (14)～(17) (同左) 第 99 条関係 見積価額の公告等 見積価額を公告しない場合 (公売をする場所) 8 法第 99 条第 2 項の「公売をする場所」とは、入札書を提出する場所であって、入札者が、見積価額を記載した書面の入っている封筒の状況を見ることができる場所をいう。 第 101 条関係 入札及び開札

別紙

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
入札書の提出 (入札書の記載) 1 入札者は、その住所又は居所、氏名（法人にあっては名称）、公売財産の名称、入札価額その他必要な事項（例えば、種類、数量、売却区分等）を入札書に記載（<u>電子情報処理組織を使用する方法により入札がされる場合は、上記の事項に係る入力</u>）をしなければならない（法第 101 条第 1 項）。この書面の様式については、別に定めるところによる。 (入札書の提出の方法) 2 入札書の提出の方法については、次に定めるところによる。 (1) 期日入札の場合 イ <u>徴収職員に直接手交する方法</u> 入札者は、入札書に封をして、提出をするものとする。ただし、入札者が施錠してある入札箱に入札書を投入する場合は、封をすることを省略しても差し支えない。 ロ <u>電子情報処理組織を使用する方法</u> 入札者は、入札書が送信された時から開札の時までの間、何人も閲覧することができないこととする措置をして、送信をするものとする。 (2) 期間入札の場合 イ <u>徴収職員に直接手交する方法又は郵便若しくは信書便により送達する方法</u>	入札書の提出 (入札書の記載) 1 入札者は、その住所又は居所、氏名（法人にあっては名称）、公売財産の名称、入札価額その他必要な事項（例えば、種類、数量、売却区分等）を入札書に記載しなければならない（法第 101 条第 1 項）。この書面の様式については、別に定めるところによる。 (入札書の提出方法) 2 入札書の提出方法については、次に掲げるところによる。 (1) 期日入札の場合には、<u>徴収職員に直接手交する方法又はインターネットを利用する方法がある。この場合において、入札者は、入札書に封（インターネットを利用する方法による場合は、封をすることに相当する措置をいう。以下 2 において同じ。）をして、これを提出するものとする。ただし、入札者が施錠してある入札箱に入札書を投入する場合は、封をすることを省略しても差し支えない。</u> (新設) (新設) (2) 期間入札の場合には、<u>徴収職員に直接手交する方法、郵便若しくは信書便により送達する方法又はインターネットを利用する方法がある。この場合において、入札者は、入札書を開札の日時を記載した封筒に入れて封をして、提出するものとする。</u> (新設)

別紙

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<u>入札者は、入札書を開札の日時を記載した封筒に入れて封をして、提出をするものとする。</u> ロ <u>電子情報処理組織を使用する方法</u> <u>入札者は、入札書が送信された時から開札の時までの間、何人も閲覧することができないこととする措置をして、送信をするものとする。</u> (入札書の提出の期間) 3 入札者は、税務署長が指定した入札期間内に、徴収職員に<u>入札書の提出</u>をしなければならない(法第101条第1項、第95条第1項第3号参照)。 入札書の引換え等の禁止 (引換え) 5 法第101条第2項の「引換」とは、入札者が既に徴収職員に<u>提出(電子情報処理組織を使用する方法により入札がされる場合は、送信。以下6及び7において同じ。)</u>をした入札書と引換えに、新たな入札書<u>の提出をする</u>ことをいう。 (変更) 6 法第101条第2項の「変更」とは、既に徴収職員に<u>提出をした入札書について、入札価額又は入札者名を変更する等、記載事項(電子情報処理組織を使用する方法により入札がされる場合は、入力事項)</u>の全部又は一部を改変することをいう。 (取消し) 7 法第101条第2項の「取消」とは、既に徴収職員に<u>提出をした入札書</u>による入札を取り消す旨の意思を表示することをいう。 開札及び立会い (開札) 8 徴収職員は、入札書の提出を締め切った後、公売公告をした開札の日時及び場所	(新設) (入札書の提出期間) 3 入札者は、税務署長が指定した入札期間内に、<u>入札書</u>を徴収職員に提出しなければならない(法第101条第1項、第95条第1項第3号参照)。 入札書の引換え等の禁止 (引換え) 5 法第101条第2項の「引換」とは、入札者が既に徴収職員に<u>差し出した入札書</u>と引換えに、新たな入札書<u>を差し出す</u>ことをいう。 (変更) 6 法第101条第2項の「変更」とは、入札価額又は入札者名を変更する等<u>既に徴収職員に差し出した入札書の記載事項の全部又は一部を改変</u>することをいう。 (取消し) 7 法第101条第2項の「取消」とは、既に徴収職員に<u>差し出した入札書</u>による入札を取り消す旨の意思を表示することをいう。 開札及び立会い (開札) 8 徴収職員は、入札書の提出を締め切った後、公売公告をした開札の日時及び場所

別紙

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
において入札書の開封（電子情報処理組織を使用する方法により入札がされる場合は、入札書が送信された時から開札の時までの間、何人も閲覧することができないこととする措置の解除）をしなければならない。 第 105 条関係 複数落札入札制による最高価申込者の決定 （最高価申込者の決定方法） 2 複数落札入札制による最高価申込者の決定は、次による。 (1) 入札は、公売財産の数量の範囲内において、入札者の希望する買受数量及び単価を入札書に記載（<u>電子情報処理組織を使用する方法により入札がされる場合は、これらの事項に係る入力</u>）をして行わせる（法第 105 条第 1 項前段）。 (2)～(9) （省略） 第 106 条の 2 関係 調査の嘱託 （調査の嘱託を要しない場合） 3 公売不動産の最高価申込者等又は自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札等をさせた者が行政手続法第 2 条第 3 号に規定する許認可等であって次に掲げるものを受けて事業を行っている場合は、法第 106 条の 2 の規定による調査の嘱託を要しない（法第 106 条の 2 第 1 項ただし書、第 2 項ただし書、規則<u>第 1 条の 5</u>、令和 2 年国税庁告示第 19 号）。 (1)・(2) （省略） 第 108 条関係 公売実施の適正化のための措置 （入札等を妨げた者） 3 法第 108 条第 1 項第 1 号の「入札等を妨げた者」とは、入札に当たって入札書の記載（<u>電子情報処理組織を使用する方法により入札がされる場合は、入札書に係る</u>	において入札書を開かなければならない。 第 105 条関係 複数落札入札制による最高価申込者の決定 （最高価申込者の決定方法） 2 複数落札入札制による最高価申込者の決定は、次による。 (1) 入札は、公売財産の数量の範囲内において、入札者の希望する買受数量及び単価を入札書に記載して行わせる（法第 105 条第 1 項前段）。 (2)～(9) （同左） 第 106 条の 2 関係 調査の嘱託 （調査の嘱託を要しない場合） 3 公売不動産の最高価申込者等又は自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札等をさせた者が行政手続法第 2 条第 3 号に規定する許認可等であって次に掲げるものを受けて事業を行っている場合は、法第 106 条の 2 の規定による調査の嘱託を要しない（法第 106 条の 2 第 1 項ただし書、第 2 項ただし書、規則<u>第 1 条の 4</u>、令和 2 年国税庁告示第 19 号）。 (1)・(2) （同左） 第 108 条関係 公売実施の適正化のための措置 （入札等を妨げた者） 3 法第 108 条第 1 項第 1 号の「入札等を妨げた者」とは、入札に当たって入札書の記載を妨げた者、大声を発して競り売りについての買受申込みを妨げた者等をい

別紙

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<u>入力</u>)を妨げた者、大声を発して競り売りについての買受申込みを妨げた者等をいう。 第 116 条関係 買受代金の納付の効果 権利移転の時期 2 換価財産の権利移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付した時である（法第 116 条第 1 項）。 なお、おおむね次に掲げる財産については、それぞれに掲げる要件を満たさなければ権利移転の効力が生じない。 (1)～(5) (省略) (6) 農地又は採草放牧地の所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃貸借又はその他の使用及び収益を目的とする権利の移転については、農業委員会の許可（農地法第 3 条第 1 項、<u>第 6 項</u>） (7)・(8) (省略) 第 129 条関係 配当の原則 （破産手続開始の決定があった場合等） 7 滞納者に交付すべき金銭は、次に掲げる場合には、それぞれに掲げる者に交付するものとする。 (1)～(4) (省略) (5) 滞納者が死亡し、相続人があることが明らかでない場合 <u>相続財産清算人</u>（民法第 953 条） (6)～(8) (省略) 第 138 条関係 滞納処分費の納入の告知	う。 第 116 条関係 買受代金の納付の効果 権利移転の時期 2 換価財産の権利移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付した時である（法第 116 条第 1 項）。 なお、おおむね次に掲げる財産については、それぞれに掲げる要件を満たさなければ権利移転の効力が生じない。 (1)～(5) (同左) (6) 農地又は採草放牧地の所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃貸借又はその他の使用及び収益を目的とする権利の移転については、農業委員会の許可（農地法第 3 条第 1 項、<u>第 7 項</u>） (7)・(8) (同左) 第 129 条関係 配当の原則 （破産手続開始の決定があった場合等） 7 滞納者に交付すべき金銭は、次に掲げる場合には、それぞれに掲げる者に交付するものとする。 (1)～(4) (同左) (5) 滞納者が死亡し、相続人があることが明らかでない場合 <u>相続財産管理人</u>（民法第 953 条） (6)～(8) (同左) 第 138 条関係 滞納処分費の納入の告知

別紙

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
(納入告知書) 3 法第 138 条の「納入の告知」は、口頭による場合のほかは、令第 51 条各号《<u>滞納処分費の納入の告知の手続</u>》に掲げる事項を記載した通則規則第 16 条《<u>納付書の書式等</u>》に規定する別紙第 2 号書式又は第 2 号の 2 書式に、同書式中「納税告知書」を「納入告知書」とすることその他所要の調整を加えた納入告知書を、滞納者に送達して行う（規則第 3 条第 3 項）。 第 151 条の 2 関係 申請による換価の猶予の要件等 (事業継続の困難) 3 法第 151 条の 2 第 1 項の「事業の継続を困難にするおそれがある」とは、事業に不要不急の資産を処分するなど、事業経営の合理化を行った後においても、なお国税を一時に納付することにより、事業を休止し、又は廃止させるなど、その滞納者の事業の継続を困難にするおそれがある場合をいう。 (生活維持の困難) 4 法第 151 条の 2 第 1 項の「生活の維持を困難にするおそれがある」とは、国税を一時に納付することにより、滞納者の必要最低限の生活費程度の収入が確保できなくなる場合をいう。 第 158 条関係 保全担保 (みなす設定) 11 10 の抵当権の設定通知書が納税者に到達した場合には、納税者の意思にかかわらず、その通知書に記載された財産につき通知に係る国税のために、法律上当然に、抵当権を設定したものとみなされる（法第 158 条第 4 項前段）。この書面の様式は、別に定めるところによる。 なお、法第 158 条第 4 項後段の「関係機関」は、第 68 条関係 36、第 70 条関係 5 及び	(納入告知書) 3 法第138条の「納入の告知」は、口頭による場合のほかは、令第51条各号《<u>納入告知書の記載事項等</u>》に掲げる事項を記載した通則規則第 6 条《<u>書式</u>》に規定する別紙第 2 号書式又は第 2 号の 2 書式に、同書式中「納税告知書」を「納入告知書」とすることその他所要の調整を加えた納入告知書を、滞納者に送達して行う（規則第 3 条第 3 項）。 第 151 条の 2 関係 申請による換価の猶予の要件等 (事業継続の困難) 3 法第 151 条の 2 第 1 項第 1 号の「事業の継続を困難にするおそれがある」とは、事業に不要不急の資産を処分するなど、事業経営の合理化を行った後においても、なお国税を一時に納付することにより、事業を休止し、又は廃止させるなど、その滞納者の事業の継続を困難にするおそれがある場合をいう。 (生活維持の困難) 4 法第151条の 2 第 1 項第 1 号の「生活の維持を困難にするおそれがある」とは、国税を一時に納付することにより、滞納者の必要最低限の生活費程度の収入が確保できなくなる場合をいう。 第 158 条関係 保全担保 (みなす設定) 11 10 の抵当権の設定通知書が納税者に到達した場合には、納税者の意思にかかわらず、その通知書に記載された財産につき通知に係る国税のために、法律上当然に、抵当権を設定したものとみなされる（法第 158 条第 4 項前段）。この書面の様式は、別に定めるところによる。 なお、法第158条第 4 項後段の「関係機関」は、<u>第62条関係38、</u>第68条関係36、第70

別紙

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
第 71 条関係 6 と同様である。	条関係 5 及び第71条関係 6 と同様である。